



# 島根県報

平成22年11月30日（火）

号外 第 188 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

（林 業 課） 2

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第71号）

#### 1 規則の概要

- (1) 次の表の区分欄に掲げる資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間を定めることとした。（第6条関係）

区 分	償還期間	据置期間
認定木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要な資金	12年以内	3年以内

- (2) (1)の資金を借り入れる場合においては、認定申請書に認定木材製造高度化計画の認定書の写しを添付することとした。（様式第1号関係）

- (3) その他規定の整理

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第71号

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号及び第4号中「資本」を「資本金」に改める。

第6条第2項に次の1号を加える。

- (5) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第10条第1項の認定を受けた者が、同法第12条に規定する資金を借り入れる場合 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）

第7条第2項中「（以下「住所等」という。）」を削り、同条第6項中「林業従事者」を「林業従事者等」に改め、同条第7項中「（以下「改善措置事業」という。）」を削る。

第8条第3項中「資格認定書」を「認定書」に改める。

「6 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する様式第1号中 する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書 を の写しを添付すること。」

「6 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。」に改める。

- 7 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第10条第1項に規定する木材製造高度化計画の認定書の写しを添付すること。」

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。